

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成28年6月21日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時40分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子
茂呂健市 青木一男 白石幹男
大川秀子 天谷浩明 小堀良江
福田裕司
議 長 海老原恵子
傍聴者 大谷好一 針谷育造 坂東一敏
小久保かおる 関口孫一郎 平池紘士
針谷正夫 大阿久岩人 千葉正弘
入野登志子 広瀬義明 福富善明
大武真一 永田武志

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘
課長補佐 金井武彦 主 査 藤澤 恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保健福祉部長	奈良部	俊次
子ども未来部長	臼井	春江
市民生活課長	岸	千賀子
保険医療課長	藤平	恵市
福祉総務課長	藤田	正人
健康増進課長	福原	誠
保育課長	中野	達博

平成28年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成28年6月21日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 2 議案第66号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第67号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程をいただきました、議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。議案書は34ページから37ページであります。また、議案説明書は1ページから5ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の1ページをごらんください。提案理由でございますが、地方税法施行令等の一部改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたため、栃木市国民健康保険税条例の一部改正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により一部改正を行わせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者の数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げることとするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。第23条第2号及び第3号であります。改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。現行では、第23条第2号については「26万円」、第3号については「47万円」となっておりますが、これを第23条第2号については「26万5,000円」に、第3号については「48万円」に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の34ページをお開きください。議案書34ページにつきましては、議案第62号の上程文でございます。次の35ページが専決処分書、36ページからが条例の改正文となります。37ページの条文につきましては、議案説明書にて説明させていただきますので、省略させていただきます。

附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

また、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） おはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。

法定減免の基準額を引き上げるということで、これによって、従来よりもどの程度その対象世帯が増えるのか伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 平成27年度の数字からの概算になりますけれども、2割軽減世帯で131世帯、5割軽減世帯で63世帯が増える見込みでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 2割と5割の、7割は関係ないのですね、これは。それで、大体の所得、これは世帯のあれによっても違いますけれども、所得はどの程度というか、どの辺になるでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） これも試算ということで、あくまで参考の数字になりますけれども、2割軽減の世帯の3人世帯ということで想定しますと約177万円ですか。それと、5割軽減の世帯ですと3人世帯で約112万円ほどになるかと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 所得で言うとかかなり低く感じるのですけれども、収入というか、それはどの

程度になるでしょうか、3人世帯で。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 収入につきましては、概算になるかと思うのですが、2割軽減の世帯ですと、約ですが、278万円、280万円程度、また5割軽減世帯ですと、3人世帯で給与収入で約186万円程度になるかと思われます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 法定減免ですと、確定申告なりやっている人は自動的に減免されると思うのですが、そういった手続をしていない世帯もあると思うのですが、そういった世帯に対してはどのようなふうに対応しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 所得がわからないものですから、対象にはならないと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 所得が低くて確定申告をやらない方、そういった方々もいると思うので、そういう方に対しての、こういう制度がありますよというような周知ですか、それはやるべきだと思いますけれども、どのように対応していますか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 保険税の納税通知書等にチラシ等を入れて、そちらのほうを啓発してまいりたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第66号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第66号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は46ページから47ページ、議案説明書は9ページから13ページであります。

初めに、議案説明書からご説明させていただきますので、議案説明書の9ページをお開き願います。まず、提案理由でありますけれども、児童福祉法に基づき、国が定めております児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、保育室等を4階以上に設置する場合の特別避難階段の設置要件を改めるというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。まず、改正の内容につきまして新旧対照表でご説明させていただきます。まず、本改正につきましては、国の基準の改正に伴うものでございますけれども、今回の改正部分につきましては、建築基準法施行令の規定に基づいて保育所の設備の基準が定められているという部分でありまして、今回建築基準法施行令が一部改正されたことによりまして、基準の改正を行うというものでございます。

具体的には、第22条の第8号イの表に定めております施設または設備の基準のうち、まず2階、3階及び4階以上の避難用の施設または設備の欄の中で、建築基準法施行令の一部改正に伴いまして、引用している条項の号にずれが生じたので、第3項第2号、第3号及び第9号をそれぞれ第3号、第4号、第10号に改めるというものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。さらに、4階以上の場合につきまして、避難用の階段につきまして、屋内と避難用の階段室との間の附室、間の部屋ですね、についての構造要件を、現行では「外気に向かって開くことのできる窓もしくは国土交通大臣が定めた構造等の排煙設備を有するもの」とされているところを、改正後は、「階段室または附室が建築基準法施行令第123条第3項第2号で定めている構造を有するものに限る」ということになりまして、具体的には、階段室または附室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が附室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものという規定になってございます。そういったことでの改正になります。

なお、本市におきましては、現在のところ該当する施設というものはございません。

以上で新旧対照表の説明を終わりました、次に議案書を説明いたしますので、議案書の46、47ページをお開きください。

まず、46ページについてはかがみになります。

47ページについて、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下につきましては新旧対照表で説明をいたしましたので、説明は省略させていただきたいと思えます。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上をもちまして説明のほうを終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 本市には該当する施設はないということですがけれども、今後小規模とか何か出てきたときには、やはり生じるのかなというふうに思いまして、ちょっと質問をいたします。

12ページと13ページの説明のところ、4階部分で、これまで事細かく規定をしていたものが、附室という言葉で明記されてしまっておりますけれども、この安全性については構造上何ら問題ないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 今回の改正の部分ですが、現行では附室について、外気に向かって開くことのできる窓とか排煙設備を設けると具体的に書いてあるわけなのですが、改正後は建築基準法の規定の構造を有する場合ということで、細かくは国土交通省の告示で決められております。その中で、今回改正前に出ています、外気に向かって開くことのできる窓ですとか排煙設備も、もちろん当然入ってございまして、そのほかに現在の技術の進歩とかがあって、必ずしも排煙設備を附室につけなくても、階段室とかにつけても、煙が有効に排出できるというような技術が向上したりとかというのがあって、事細かいことについては国土交通省の政令ですか、告示ですね、告示で定めるということに変えられるということで、安全性については特に問題ないというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。
ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、議案第67号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） それでは、ただいまご上程いただきました、議案第67号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は48ページ、49ページ、議案説明書は15ページから19ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の15ページをお開き願います。提案理由であります。児童福祉法に基づき、国が定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業におきまして、保育室等を4階以上に設置する場合の特別避難階段の設置要件を改めることとあります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。まず、本条例の改正内容につきましては、先ほどの児童福祉施設の条例同様、建築基準法施行令が一部改正されたことに伴いまして、国が定めております基準が改正されたことから、これに合わせて改正を行うというものでございます。

それでは、改正内容でございますが、まず小規模保育事業A型の設備の基準を定めております、第28条のうち第7号のイの表に定めております施設または設備の基準について、保育室等を4階以上に説明する場合の避難用の特別階段につきまして、屋内と避難用の階段との間の附室の構造要件を改めることと、引用条項のずれを改めるというものでございまして、内容につきましては先ほどご審議いただきました児童福祉施設の基準条例と同様ということとありますので、説明のほうは略

させていただきたいと思います。

次に、第43条でございますが、本条は保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を定めておりません。

18ページ、19ページをお開きください。第8号のイの表で定めております施設または設備の基準について、第28条と同様の改正を行うというものでございますので、内容の説明については省略させていただきたいと思います。

改正の内容については以上ということでございますが、今回の改正の条文に入っておりません小規模保育事業のB型及びC型、それから小規模型事業内保育事業所につきましては、それぞれの設備の基準において、第28条の規定を準用する等の規定が条例の中に定められておりますので、今回の改正内容については、実際には全ての小規模保育事業と事業所内保育所事業に適用されるということになります。

以上で新旧対照表の説明を終わらせていただきまして、次に議案書を説明いたしますので、議案書の48、49ページをお開きください。48ページについてはかがみの部分になります。

49ページにつきまして、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下については新旧対照表で説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきたいと思います。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの議案は該当する施設はないというようなことがありましたけれども、今回小規模ということで該当するのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません、これにつきましても現在市内では該当する施設はございません。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） おはようございます。平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の18、19ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額204万3,000円の増額であります。

説明欄1行目、臨時職員共済費につきましては、職員課所管であります。市民生活課の臨時職員賃金の補正増に伴う社会保険料の増額補正であります。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、個人番号カードの交付等にかかわる費用でありまして、カードの整理、交付事務等を行う臨時職員の賃金が主なものであります。

続きまして、20、21ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額2,110万円の増額であります。説明欄、地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることから、地域福祉基金積立金を増額するものであります。

続きまして、22、23ページをお開きください。4款1項2目予防費につきましては、1,334万6,000円の増額補正であります。説明欄の予防接種事業費につきましては、予防接種法に基づき、市が実施する定期の予防接種にB型肝炎ワクチンが本年10月1日から新たに追加されることになりましたことから、本市が購入するワクチン代金の医薬材料費及び協力医療機関に対する接種委託料であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。12、13ページをお開きください。14款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、52万3,000円の増額であります。説明欄の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、臨時職員賃金と個人番号カードの交付事務に係る費用に対する国庫補助金であります。

次に、17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、830万円の減額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金受け入れ事務の取り扱いを総合政策課に一本化することに伴い、減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 23ページなのですが、予防接種事業費、定期接種のB型肝炎が10月1日からというご説明だったのですが、定期接種というふうなご説明ですので、どのような方が定期接種を受けられるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） お答え申し上げます。

定期接種というのは、感染力が強くて非常に集団蔓延のおそれがある病気の予防というものに対して接種をするものなのですが、このB型肝炎については、国のほうの制度で、今まで任意の接種、いわゆる希望者のみが接種をするという任意接種だったのですが、国のほうの制度が変わりまして、10月から全額公費負担で接種ができます。予防接種法に基づいて行うもので、対象年齢は、今年の4月に生まれてから満1歳になるまでの方が対象になります。その対象の方が、生後2カ月後に1回目の接種、さらにその1カ月後に2回目の接種、さらに4カ月後に3回目の接種という、3回の接種を受けるというものが定期接種でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今現在栃木市では11種類の定期接種があるかと思えます。また1つ10月から加わって、12という形になるかと思うのですが、高齢者が1種類ということですか、その中で子供の接種率ですか、これはもう本当に100%近いのではないかと思うのですが、直近のデータで結構なのですが、接種率はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 定期接種については、その接種の種類によって大分違ってきますが、主なものを言いますと、例えばヒブ感染については約73%、それから4種混合については

94.9%、それから風疹、麻疹については80.7%というふうな、大体70から90ぐらいの接種率でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この接種率というのは、やはり当然親の意識になるわけですが、聞いてちょっとがっかりというか、ちょっと心配な部分があるのかなと思うのですが、例えば接種していない子供、赤ちゃんですかね、子供さんたちには、どのような指導をされているのでしょうか。親に指導になるかと思うのですが、お願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 今現在は、対象となる年齢になる方には、年度当初に個別に通知を差し上げております。また、年齢が経過する直前には改めてもう一度、接種していない方には再勧奨ということで通知を差し上げております。

あとは、やはり受けない理由としては、接種時期がわからないとか、あるいは接種を忘れてしまうというケースが多いものですから、今、市のほうでは、携帯電話とかスマホなんかで、スケジュール管理や予防接種の時期をお知らせする、予防接種ナビというのを導入していますので、これをさらに啓発を図って、さらに受けるように周知を図っていきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そういった指導はされていると思うのですが、やはりもっと個人的に何らかの事情で受けられないという子供さん、親の事情でしょうけれども、あると思うのです。それをもうちょっと、指導力を強めるというのですかね、接種率を高めるために、個人的な、なかなかそこまでいかないかと思うのですが、個人的なそういった推奨はできないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 先ほど申し上げましたように、個別の通知は当然差し上げているのですが、その回数をちょっと増やすとか、もっと改めてさらに周知を図っていきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 実際そういった接種して、子供が標準的な接種をした場合、子供に対する補助額ですか、1人に対してどのぐらいになるかちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） いわゆる定期接種については、市のほうで全額負担しております。任意接種ということで、おたふく風邪とか小児インフルエンザなんかは、接種費用の約半額ということで3,300円の助成をしております。接種を受けた方は、3,300円を超えた分を窓口で払ってもらおうというような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私の質問がちょっと悪かったかもしれませんが、本人は無料ですよ。負担はゼロですけども、それにかかる市の負担額というのですか、それがわかれば。どのぐらいその接種に対して金額がかかっているのかという、その辺がわかればお聞きしたいのですが。

○委員長（広瀬昌子君） 1人当たりの経費はどれくらいなのか。

福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 定期接種については、市が全額負担しておりますが、県や国からの補助金ということではなくて、9割が国の交付制度ということで、地方交付税で後に負担することになりますので、市の持ち出し分は1割ということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 済みません、もう一度。

10月1日から改正に、新たに追加するということなのですが、それだけメリットが大きいから追加になったのだと思いますが、1歳までということで対象年齢も限られている。ただ、この対象以外の方で、任意でもいいから受けたいという方もいらっしゃると思うのですが、その場合の費用負担というのは幾らになるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 現在B型肝炎については任意接種でやっておりまして、これは生後2カ月から2歳になるまでの間に3回受けることで、1回につき3,300円の助成をしております。この制度が、10月から新たな制度ができて、もう当然10月までに3回受け切れない方もいらっしゃるし、10月以降、インフルエンザにかかりますと、予防接種の機会を逃すという方もいらっしゃる。また、これを周知することによって、新たに受けたいという方も当然いらっしゃると思いますので、任意接種のこの助成については、平成29年度、来年度ぐらいまでは残したいというふうに考えておりまして、予防接種委員会でもそのようなご意見をいただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、3,300円の助成をいただけるということであると、自己負担はお幾らになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 接種費用が約6,600円、半額を助成しておりますので、同じように3,300円を負担していただく形になると思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 19ページの個人番号カードの交付事業費ということで、今回1名増員のための事務補助ということで、国のほうから52万3,000円来ていますね。今回1名増員することで、現在何名で、何名体制で今後やっていけるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） マイナンバーの臨時職員の交付事務につきましては、3名でやっております。今回は、今後3カ月分で4人分の補正という形で追加で出したものです。

〔「3名で1人というとな4名だな」「4名になるという」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 若干増員が図られるということなのでしょうけれども、実際に交付を受けた方が、非常に手続が面倒であるという、そんな話を聞いております。スムーズに交付できる方法とありますか、それはないのでしょうか。増員されてスムーズになりますか。

〔「簡略化だね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 交付当初3月、4月は、1日に100人を超す方が交付の手続にお見えになったということで、本当にお待ちいただくことが多かったんです。それなのですが、最近になりますと大体1日20人弱ぐらいになっておりますので、それほどお待ちいただくことなく、職員もなれてきたというところもありますので、それほどお待ちいただくことはなくなっているのかなとは思っているのですけれども、今回の増員につきましては、交付台帳のほうを整備いたしまして、よりスムーズに。今までは、通知カードをお持ちになった方が必ず、それをお持ちになってきたので番号で整理できていたのですけれども、だんだん長くなりますと、そのはがきをお持ちにならないで、私は申請で通知は来ていたのだけれども、もらっていないのですというような方が今後多くなるかと思しますので、その交付台帳を整備したいというふうを考えまして、増員をさせていただいたところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） まずは、直接市のほうではなくて、交付の申請をして、それが届いてから市のほうにという、そういう面倒があるということなのだけれども、手続上、これは崩せないというか、当然のことということに解釈していいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 通知カードの交付申請につきましては、地方公共団体システム機構宛てに個人番号カードの申請を行って、そちらのほうでつくって、それが、カードができ次第栃木市役所のほうに届きまして、そこからご本人宛てに、交付の手続ができましたからおいでくださいということで来ていただきまして、ご本人の確認を、身分証明書になりますので、本当に間違いがないようにということで、必ずご本人に来ていただいて身分証明書を確認させていただいて、暗証番号を登録してお渡しするということになっておりますので、なかなかお時間をいただいております。申しわけございません。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 面倒な手続が必要。当然貴重なものですから、簡単には交付できないというのは十分にわかります。

これまでの交付枚数というのはどの程度なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 地方公共団体システム機構宛に交付申請を行った方は、5月31日現在で1万2,167件です。実際に栃木市のほうに届いて交付通知を送った方が1万1,015件、その中で個人番号カードを実際にお受け取りになった方、ご本人の手元に届いた方は7,730件です。今現在7,730の方が市内の方で個人番号カードをお持ちになっているということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 大川委員にほとんど質問されてしまったのですけれども、これは国の事業ですけれども、国庫支出金を52万3,000円ということで、全額補助でもいいのかなという思いはするのですけれども、この基準というものはあるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 個人番号カードの交付事業につきましては、全額補助事業という形になっているのですが、事務費のことにつきましては、全額補助ではなくて、割合になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 以上をもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第63号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時40分)